

入 札 説 明 書

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターが調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日 平成30年3月2日（金）

2 入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

A重油（JIS規格1種2号） 別添仕様書のとおり

(2) 納入期間

平成30年4月 1日から平成30年 6月30日まで

(3) 納入場所

①奈良市平松一丁目30番1号

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター

②奈良市七条西町2丁目地内

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる条件のすべてに該当する者でなければなりません。

(1) 奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格者等に関する規程」（平成7年12月27日奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加者名簿に参加を希望する営業種目が「J1の石油製品」で登録されている者であり、かつ、奈良県内に事業所を有する者であること。あるいは、入札日までに上記の条件を満たした者であること。

（資格審査の問い合わせ先及び申請場所）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁舎主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

(2) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置等要領による参加停止の措置期間中でない者であること。

(4) 調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であること。

(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（従前は石油業法）の規定に基づく石油製品販売業の届出をしている者であること。

4 入札参加申込兼参加資格確認申請

(1) 申込（申請）受付場所

〒631-0846 奈良市平松一丁目30番1号
奈良県総合医療センター 総務課管財係（本院2階）
電話番号 0742-46-6001 内線2242

(2) 提出期日

平成30年3月12日（月）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

郵送可。ただし上記期日までに必着のこと。

(3) 提出書類

①納入証明書（別紙様式1）

②石油製品販売業開始届出書の写し（ただし、過去の当該物件の入札参加申込時に提出し、確認済の者は提出の必要はありません。）

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、4の(3)に示した提出書類に基づいて確認し、その結果を平成30年3月16日（金）までに入札参加申込者に対し、FAXにより通知します。

6 契約条項を示す場所と日時

〒631-0846 奈良市平松一丁目30番1号
奈良県総合医療センター総務課管財係
電話番号 0742-46-6001 内線2242
FAX番号 0742-46-6011

平成30年3月2日（金）から同年3月12日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時～午後5時まで）

7 仕様書等に関する質問方法

入札説明書、仕様書等に関して質問がある場合は、6の場所まで質問してください。

8 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月23日（金）午前11時00分から
奈良市平松1丁目30番1号

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター 2階大会議室

9 入札書の提出方法

(1) 入札書は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「奈良県総合医

療センターA重油（J I S規格1種2号）の購入に係る入札書」と朱書きしてください。

(2) 入札書は郵便で差し出すことができます。

ただし、郵便（書留郵便に限ります。）により提出する場合は、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書を別封筒に入れ密封し、それぞれ別封筒の表面には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きの上、「初度入札（1回目）」・「再度入札（2回目）」の区別を記入し、送付用封筒に入れ、送付用封筒の表面に「奈良県総合医療センターA重油（J I S規格1種2号）の購入に係る入札書」と朱書きし、平成30年3月22日（木）午後5時までに6の場所に必着しなければなりません。

(3) 再度入札（2回目）を行う事となった際に、初度入札（1回目）に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札（2回目）を辞退したものとします。

(4) 封緘された入札書が初度（1回目）又は再度（2回目）の明記の区別がなく郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし無効とします。

10 入札書の作成方法等

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とします。

(2) 入札書は所定の別紙様式2によることとします。

(3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。

ア. 物品の調達名は、2(1)に示した名称とします。

イ. 年月日は入札書の提出日とします。

ウ. 宛名は地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター院長とします。

エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあつては奈良県会計局総務課調達契約係に届出済みのものとします。

オ. 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておくとともに、別紙様式3の委任状を持参のうえ、提出してください。

カ. 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの単価（消費税及び地方消費税を除く。）を記入してください。単価は、小数点以下第2位までとします。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(6) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止する場合があります。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。

(8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

11 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

12 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条に定めるところによります。

13 開 札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

14 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 契約責任者の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした二以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

15 当該入札に関する事務を担当する部局の名称

〒631-0846 奈良市平松一丁目30番1号

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター 総務課管財係

電話番号 0742-46-6001 内線2242

16 落札者の決定方法

(1) 当該入札にあっては最低制限価格を設けられないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

17 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

18 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立に係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

19 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、双方各1通保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。
ただし、契約書用紙は交付します。

20 その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

21 交付書類

- (1) 入札説明書（1部）
- (2) 納入証明書（1部） 別紙様式1
- (3) 入札書（1部） 別紙様式2
- (4) 委任状（1部） 別紙様式3
- (5) 仕様書（1部）